

児童虐待を主訴とする一時保護の状況 (集計結果)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
総務課
(平成21年11月30日報告)

第3回	資料3
親権の在り方専門委員会	
平成22年6月22日	

はじめに

- ・平成21年4月1日から7月末までの4ヶ月間に一時保護を終了したケースを対象とし、すべての児童相談所に報告を依頼した。
(全国の児童相談所設置数は201箇所)
- ・有効回収率は92%である。(185箇所、21年11月17日現在)
- ・本資料においては、年間件数のイメージを捉えるため、ローデータから集計した数値をすべて機械的に年間件数に換算^(注)し、表示している。

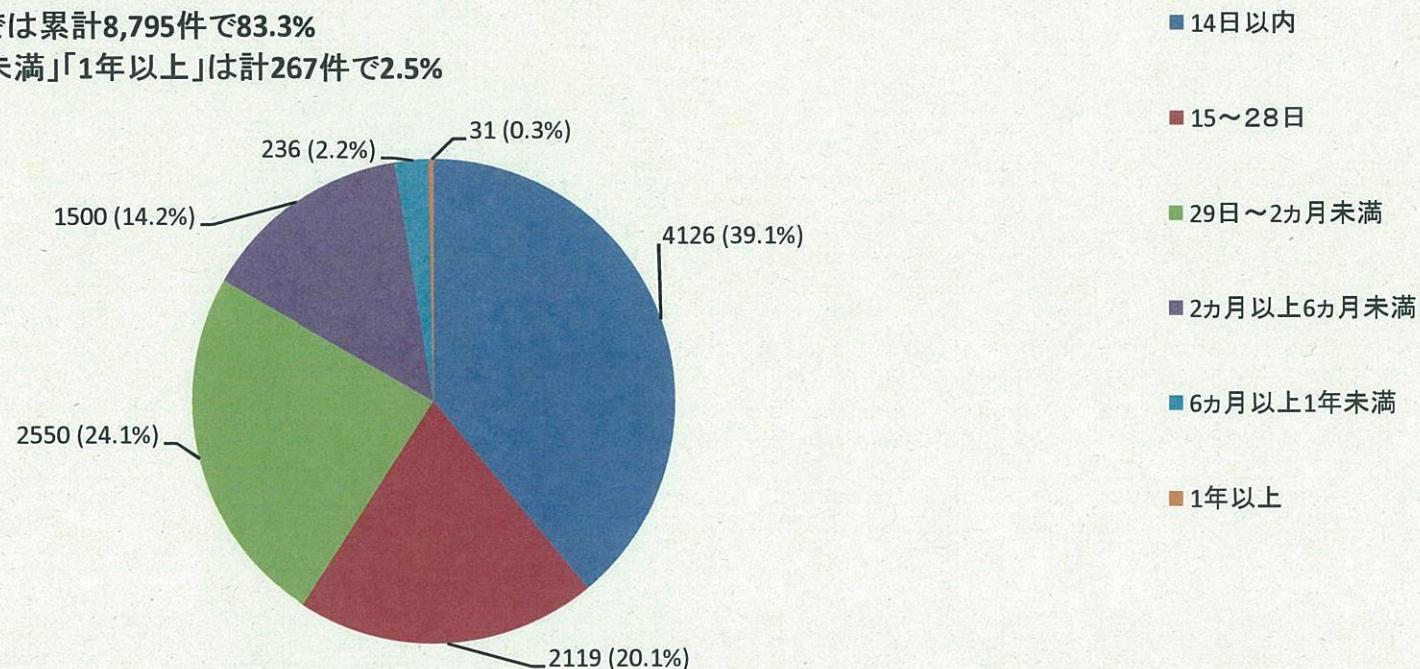
(注)ローデータから「年間」への換算方法

- ・ローデータから集計した児童虐待を主訴とする一時保護件数の合計は2,767件である。
- ・児童虐待を主訴とする一時保護の全国の年間件数は直近の統計で10,562件である。
(19年度社会福祉行政業務報告)
- ・このため、ローデータから集計したすべての数値に $10,562/2,767$ を乗じて全国の年間件数を推計した。

児童虐待を主訴とする一時保護の期間別件数

総件数10,562件のうち

- ・「14日以内」は4,126件で39.1%
- ・「2カ月未満」までは累計8,795件で83.3%
- ・「6カ月以上1年未満」「1年以上」は計267件で2.5%



	14日以内	15~28日	29日～2カ月未満	2カ月以上6カ月未満	6カ月以上1年未満	1年以上	計
件数	4126	2119	2550	1500	236	31	10562
比率	39.1%	20.1%	24.1%	14.2%	2.2%	0.3%	100%
累計	4126	6245	8795	10295	10531	10562	
比率	39.1%	59.1%	83.3%	97.5%	99.7%	100.0%	

※親権者の意向を確認できないケースは集計対象から除いた。